

引っ越しをする時は、住所の異動届を

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。入学・就職・転勤などによる引っ越しで、住所を異動される人は、住民異動届を提出してください。

転入・転居の時には、「マイナンバー通知カード」「マイナンバーカード（個人番号カード）」「住民基本台帳カード」の住所変更の届け出もしてください。

また、届出される人の運転免許証や個人番号カードなど、本人確認できるものを持参ください。※印鑑が必要な場合があります。

種類	持参していただくもの	届出の期間
転出届 (町外への住所異動)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ） 介護保険被保険者証（加入者のみ） 特別医療費受給資格証（お持ちの人） 印鑑登録証 など、日野町が発行したもの 	転出予定日の 14 日前から
転入届 (町外からの住所異動)	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書（前住所地で交付されたもの） ※ただし、個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用して転出の届けをした場合は必要ありません。 マイナンバー通知カードまたは個人番号カード 住民基本台帳カード（お持ちの人） 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民の人のみ） 障害者手帳（お持ちの人） 国民年金手帳（お持ちの人） 	新しい住所に 住み始めてから 14 日以内
転居届 (町内での住所異動)	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー通知カードまたは個人番号カード 住民基本台帳カード（お持ちの人） 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民の人のみ） 障害者手帳（お持ちの人） 国民年金手帳（お持ちの人） 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ） 介護保険被保険者証（加入者のみ） 特別医療費受給資格証（お持ちの人） 	

「通知カード」の 受け取りはお早めに

ご不在などでお届けできなかった通知カードを役場住民課で保管しています。通知カードが届いていない人は、役場住民課にご連絡ください。

なお、通知カードの保管期限は、平成 28 年 3 月 31 日までです。

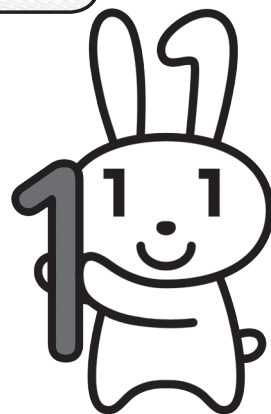


▲通知カード（見本）



▲個人番号カード（イメージ）

「通知カード」も「個人番号カード」も「住所」は最新のものにする必要があります。「通知カード」をまだ受け取っていない人はお早めにお受け取りください。



マイナンバーに関するお知らせ

戸籍・住民票などの本人通知制度を希望される人へ

戸籍謄抄本または住民票の写しなどの証明書を本人の代理人やそれ以外の第三者に交付した場合に、証明書を交付した事実を郵送により通知することができます。※証明書の交付を制限するものではありません。

このことにより、不正請求や不正取得による個人の権利侵害を防止することができます。利用を希望される人は、事前に登録が必要です。登録には窓口に来られた人の本人確認が必要になりますので、運転免許証など本人確認ができるものを必ず持参ください。

【登録の対象者】

・日野町に住民登録または本籍がある人（過去にあった人）

※制度を利用できるのは、登録された人に限ります。同一の戸籍・住民登録などに記載のある人でも、登録されなければ対象とはなりません。

【登録の期間】

・登録日の翌日から起算して2年を経過した日の属する年の12月31日まで。（登録期間終了日の2か月前から更新の申し込みができます）

【本人通知の対象となる証明書】

住民票・住民票の記載事項証明書・戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍の附票など

※削除された住民票・戸籍の附票、除かれた戸籍も含まれます。

【本人通知に記載される事項】

本人の代理人やそれ以外の第三者に証明書を交付した場合に以下の事項を通知します。

①交付年月日 ②交付した証明書の種類 ③交付通数 ④請求者の種別（代理人・その他の第三者など）の4項目です。

※交付請求者の氏名、住所などは通知されません。

※「同一世帯の人からの住民票請求」「同一戸籍に記載のある人、配偶者、直系尊卑属からの請求」「国、地方公共団体からの請求」「法で定める裁判手続きなどの請求」は通知の対象になりません。

詳しくは、役場住民課までお問い合わせください。

【受付場所】 役場住民課および役場黒坂支所

【問合せ先】 役場住民課（電話 72 - 0333）

【農業委員会からのお知らせ】

平成28年春の 農作業標準賃金が決まりました

町農業委員会では、平成28年春の農作業標準賃金を決定しました。これを標準賃金として、話し合いで決定してください。

作業名	標準賃金 (消費税抜き)	備考
一般農作業	8,000円	1日8時間労働、賄なし
機械田植	7,000円	10a当り（スマ植は依頼者が行う）
荒起こし	7,000円	10a当り
荒がき	6,000円	10a当り
代がき	7,000円	10a当り

なお、ほ場整備済み田とし、ほ場条件によっては双方で協議してください。

【問合せ】 町農業委員会（電話 72-2103）

お元気ですか
日野病院です

（内科診察医の変更）
 椋田 権吾 医師 ↓ 加藤 雅之 医師
 （小児科診察医および診察日の変更）
 頭本 一朗 医師 ↓ 大学医師（火曜日のみ）
 ※予防接種も毎週火曜日のみとなります（要予約）
 ※アレルギー科は休止となります。
 そのほか、大学医師などの変更もありますので、詳しくは、3月18日配布の「せせらぎ臨時号」をご覧ください。

4月から外来診療が
一部変更となります。